

## 稲敷市議会基本条例 逐条解説

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 市民と議会との関係（第4条―第6条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第7条―第10条）
- 第5章 議会運営（第11条―第13条）
- 第6章 議会機能の充実強化（第14条―第16条）
- 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条―第19条）
- 第8章 大規模災害等への対応（第20条・第21条）
- 第9章 条例の位置付け及び見直し手続（第22条・第23条）

#### 前文

稲敷市議会は、日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、選挙により市民の負託を受けた議員の活動により運営され、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

近年、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会が市政に果たす役割は、ますます重要になっている。

このため、合議制の議事機関である議会は、独任制の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら、監視機能、調査機能、政策形成機能等を最大限に発揮するとともに、開かれた議会とするために市民の声を常に聴き、市政に反映できるように機能強化に努めなければならない。

また、議会を構成する議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に活動しなければならない。

稲敷市議会は、これまで取り組んできた議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

#### 【解説】

この議会基本条例を策定するに当たっての稲敷市議会の決意表明であり、議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

稲敷市議会の基本方針を定め、市民との関係や市長などの執行機関との関係を明らかにするとともに、今後、議会が果たすべき役割と議員の責務を踏まえ、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、市民の負託と信頼に応えていく決意を明らかにするため、この条例を制定するものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、稲敷市議会（以下「議会」という。）が二元代表制の下、市民と議会との関係及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにするとともに、議会活動の基本的事項を定めることにより、市の意思決定機関である議会が市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条は、議会と議員の活動や議会に関する基本的事項を定め、それに沿って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、最終的に市全体の発展等を目指すことを目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、議員の合議機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決の責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線で適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 市民の意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

### 【解説】

本条は、議会の活動原則については、次の5項目を原則として定めています。

- ① 市民への信頼と公平・透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- ② 議決責任の重さを深く受け止め、その結果等については市民への説明責任を果たすこと。
- ③ 市民の立場から、適正な市政運営が行われているか厳正・公平に監視・評価すること。
- ④ 市民意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- ⑤ 市民の立場から、分かりやすい議会の運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市政全体の将来を見据え、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。
- (3) 自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。

【解説】

本条は、議員の活動原則については、次の4項目を原則として定めています。

- ① 議員は市民全体への「公共の福祉」の向上を目指すこと。
- ② 議員は市民の代表として、市民の多種多様な意見を的確に把握するよう努めること。
- ③ 議員自らが、選良にふさわしい議員活動により資質の向上に努めること。
- ④ 議員は自由な討議を尊重し積極的に行うこと。

第3章 市民と議会との関係

(情報公開及び説明責任)

第4条 議会は、議会活動の透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 議会運営の透明性を高めるため、会議を原則として公開すること。
- (2) 定例会及び臨時会ごとに、各議員の議案に係る賛否その他の議決の状況について公表すること。
- (3) 議会活動に関する情報を積極的に発信するとともに、広報の充実強化に努めること。

【解説】

本条は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を果たすことを定めています。本会議や常任委員会、特別委員会などの会議を原則公開として議会運営の透明性を高めること、議案等に係る各議員の賛否など議会活動に関する情報を、インターネットなど多様な手段を活用し、積極的に提供していくとともに、議会広報の在り方を検証し、充実強化に努めることを定めています。

(市民参加)

第5条 議会は、市民が議会活動に参加する機会を確保し、市民の意向を議会活動に反映するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 市民の意見又は専門的な識見を把握し、審査に資するため、必要に応じ公聴会制度及び参考人制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情の委員会審査に資するため、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、原則としてその趣旨を説明する機会を設けること。
- (3) 市政に関する重要な政策及び課題について、市民及び議員が自由に意見交換する場を設けること。

【解説】

本条は、市民の意見や専門的な識見を議案等の審査に反映させるために、公聴会制度及び参考人制度を活用すること、請願及び陳情提出者からの補足説明について、申出があれば原則としてその機会を設けること、市民との意見交換の場を設けることにより、市民に対し説明責任を果たすとともに市民の多様な意見を把握し、議会としての政策立案や政策提言に反映させていくことを定めています。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民への説明責任を果たすため、年1回以上の議会報告会を開催し、積極的に市民との意見交換を行うものとする。

【解説】

本条は、議会として、市民への説明責任を果たすため、議員全員が地域に出向き、議会活動に関する情報を直接市民に報告し、意見を交換する議会報告会を開催することを定めています。

市民と意見交換することにより、市民の視点から市政の課題や問題点を把握し、再確認することができるなど、政策提言及び政策立案を実施するための重要な情報収集手段となります。

#### 第4章 議会と市長等との関係

(市長等への質問と議論の充実)

第7条 議会の審議においては、議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質問は、市政の課題に関する論点及び争点を明らか

にし、市民に分かりやすく効率的に行うものとする。

(2) 市長等は、効果的な審議に資するため、審議及び審査に必要な情報の提供を行うものとする。

(3) 議会は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることができる。

#### 【解説】

本条は、議員と市長は市民から選挙で選ばれ、ともに市民を代表し、それぞれ直接市民に責任を負う二元代表制における議会と市長の関係において、常に緊張ある関係を保ちながら市政発展に取り組んでいくことを定めています。

- ① 本条では、本会議・委員会での質疑・質問を論点開示の観点から、市民に分かりやすい効率的な議事運営を原則とすることを定めています。
- ② 議会は、市政の政策水準の向上を図るため、審査に必要な情報の提供を求めることができることを定めています。
- ③ 市長等に対し、議会として資料の提供を求めることができることを定めています。

(市長等の政策等提案における説明)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会の審査において論点を整理し、政策等の水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (5) まちづくりの基本方向を示す最上位の計画における位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

#### 【解説】

本条は、市長等が提案する重要な政策等について、議会の審査における論点を整理し、明確化することで審査を充実させ、当該政策等の水準のより一層の向上を図る観点から、必要に応じ、議長から市長等に対して説明を求めることができることを定めています。

(市長等による予算及び決算の説明資料の作成)

第9条 議会は、予算案及び決算の審査に当たっては、市長等に対し、分かりやすい説明資料の作成を求めることができる。

【解説】

本条は、予算案及び決算の審査を充実させるため、必要に応じ、議長から市長等に対して施策別や事業別などの分かりやすい説明資料の作成を求めることができることを定めています。

(政策等に対する議会の評価)

第10条 議会は、市長等が行う政策等について、その有効性及び効率性を評価するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、決算審査などを通して市長等が行った事務事業を点検し、その有効性及び効率性の評価に努めることにより、より効果的、効率的な事務事業の執行に資すること、さらには、それが予算編成にも反映されて、予算執行のより一層の適正化にも資することを期待したものです。

## 第5章 議会運営

(議会の運営)

第11条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由闊達な討議を尊重するものとする。

3 議会は、市政の課題に的確に対応するため、委員会において、専門性及び特性を活かした協議をするものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めるものとする。

【解説】

本条は、委員会が所管事務の専門性と閉会中の事務調査が行えるなどその特性を生かし、所管する市政に関する重要な政策及び課題に迅速かつ的確に対応することを定めています。

委員会の運営に当たっては、所管する市政の課題に関する調査を積極的に行うこと、市民に委員会の審査資料を積極的に公開し、分かりやすい議論に努めることを定めています。

(議長の役割)

第12条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営を行うものとする。

【解説】

本条は、議長は、地方自治法第104条に定める代表権のもと、同条に定める議事整理等の職務を中立公正な立場で遂行するとともに、議員各自が稲敷市政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守するべく、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行うべき責務を有することを明確化したものです。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第13条 議長及び副議長（以下「正副議長」という。）の選挙において、それぞれの職を志願する者は、正副議長としての活動方針を明確にするるとともに、正副議長の選出過程の透明性を高めるため、所信表明を行うものとする。

【解説】

本条は、市民に開かれた議会づくりから、議長及び副議長の職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものです。所信表明をせず選挙することは、市民に開かれているとは言いがたいため、議長及び副議長の職を志願する者は、その意思を明確にする必要があります。そのため、所信表明を行うこととしています。

## 第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の討議による合意形成)

第14条 議員は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議案の審査の際には、議員相互の討議により活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 前項の審査を行うに当たり、各委員長は、議員相互の討議が積極的に行われるように当該委員会を運営しなければならない。

【解説】

本条は、議会は、討論の場であるとのことから、委員会において審査を行う際には、議員相互の自由討議により、多様な意見を出し合ったうえで、合意形成に努めることを定めています。そして、審査を行う際に委員長は、討議が積極的に行われるように委員会を運営することを定めています。

(議決事件の追加)

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めるものとする。

【解説】

本条は、地方自治法第96条第2項を活用しての事件の追加について定めるものです。議会の議決しなければならない事項は、地方自治法第96条第1項に、条例の制定改廃・予算を定めること・決算を認定することなど、15項目が限定列挙されています。また、同条第2項に、条例で定めることによって、この15項目以外の事件を議決すべきものとする旨を定めています。

※議決事件：議会の行う議決（議会の意思決定）の対象となる事項や事柄。

(政策討論)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論を積極的に行うものとする。

【解説】

本条は、議会としての政策立案・提案・提言を推進する具体的な取り組みとして、政策討論を積極的に行うことを定めています。特に重要な政策及び課題に対して、議会として自由討議を通じて、共通認識と合意形成を図っていきます。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理の確立)

第17条 議員は、高い倫理観を備え、常に議員としての品格を保持し、見識を養い、市民の負託に応えなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

【解説】

本条は、議員の政治倫理の向上について定めています。議員は、市民から信頼され、常に疑いを招くことのない行動が求められています。議員自らが、議員活動の原点である政治倫理の重要性を改めて自覚するために定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数に関する条例の改正の議案は、法第74条第1項の規定に基づく請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

2 議員は、前項の議案の審査に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意向を把握し、検討するものとする。

3 議員定数に関しては、別に条例で定める。

【解説】

本条は、議員提案による議員定数を改正する場合の手續等を定めています。間接民主制を旨とする地方自治制度における議員の重要な役割に鑑み、議員定数の改正に関する議案は、市民への説明責任を果たすため、当該改正について明確な理由を付すべき旨を定めています。あわせて、当該改正議案の審査に当たっては、市政の現状と課題を把握するとともに、市の将来予測と展望を勘案すること及び市民の多様な意見を把握し、検討するなど幅広い観点から決められるべきであると定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬に関する条例の改正の議案は、法第74条第1項の規定に基づく請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

2 議員は、前項の議案の審査に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬に関しては、別に条例で定める。

【解説】

本条は、議員提案による議員報酬を改正する場合の手續等を定めています。市民への説明責任を果たすため、当該改正について明確な理由を付すべき旨を定め、当該改正議案の審査に当たっては、市政の現状と課題を把握するとともに、市の将来予測と展望を勘案すること及び市民の多様な意見を参考とすべきことを定めています。

第8章 大規模災害等への対応

(大規模災害等への議会の対応)

第20条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、市民及び地域

の状況を把握し、市長等と協力し、復興に向け積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

**【解説】**

本条は、大規模災害等における議会としての役割について定めています。地震、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合には、議会は、市民の生命・身体・財産を保護し、生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、議員が、市民や地域の状況を把握し、復興に向け積極的な役割を果たすなど、議会としての対応に努めることを定めています。

(大規模災害等への議員の対応)

第21条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全確保、避難誘導等に最大限の協力を行うとともに、被害の状況等の情報収集に努め、議長に報告しなければならない。

**【解説】**

本条は、大規模災害時等における議員としての役割について定めています。大規模災害等の緊急の事態が発生した場合には、議員は、地域住民の一員であることから、地域において市民が助け合い、支え合う「共助」の取組が円滑に行われるよう、被災者の安全確保、避難誘導等に最大限協力するとともに、地域の被害状況等の把握に努め、議長に報告するよう定めています。

## 第9章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第22条 この条例は、議会運営の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

**【解説】**

本条は、この条例が議会運営の基本を定めていることを明らかにし、議会活動に係る法制上の位置付けを定めています。位置付けとしては、他の条例と同列ですが、議会における条例等の制定や改廃に当たっては、この条例と整合性を図ることを定め、条例の趣旨を最大限尊重することで、最高規範性を持たせています。

(見直し手続)

第23条 議会は、常に市民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じてこの条例の内容に対して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

2 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

本条は、この条例が形骸化しないように、条例制定後も検証を行うことなどを定めています。条例の検証に当たっては、市民の意見や社会経済情勢等を勘案し、検討を加え、その上で必要に応じて見直すよう定めています。さらに、この条例の見直しに当たっては、市民の意見を聴くことを定めています。

**附 則**

この条例は、令和4年7月1日から施行する。